

陳 情	受 理 番 号	173	受 理 年 月 日	令和3年1月25日	付 託 委員会	都市建設 環境
件 名	市営住宅入居時における自治会加入促進協力について (陳情)					

件 名 市営住宅入居時における自治会加入促進協力について  
(陳情)

請願の趣旨

自治会は任意団体である事は、承知である。が、市営住宅の自治会は戸建てで、同一建物の中に多くの世帯を有する共同住宅である。自治会に加入、未加入世帯にかかわらず、同等に恩典を享受している事は、不合理である。

市営住宅自治会では、会則の中で「入居と同時に自治会員とする」とうたわれている。住宅課及び指定管理者は、入居手続きの際、各市営住宅自治会の会則に則り、自治会加入を強く促していただくよう要望します。

また「入居のしおりに」自治会加入を明記することを要望します。

請願の理由

住宅課窓口にて、「自治会加入は任意である」という事を言われたので、自治会加入はしないでよいとの話がある。入居手続きの際の、協働のまちづくりの観点からも加入を強く促してほしい。

また、自治会では、防犯・防災、環境美化の維持管理のためにも、全世帯の加入に努めているが、現状は厳しい点がある。

(参考資料)

- ・「自治会規則」の自治会会員規則（抜粋）

<参照>

12 市営住宅自治会 会則

自治会会員規則に関する条文（抜粋）

新都心銘苅市営住宅

第 7 条

1、この会は新都心銘苅市営住宅の居住環境、共同生活体を守るためすべての入居者を会員として組織する。

第 8 条

1、居住者は移転する時以外の脱会は認めず、脱会する場合は共益費を精算しなければならない。

銘苅市営住宅

第 2 条

①自治会の会員は、銘苅市営住宅に入居している全世帯で構成し資格は、団地に入居した時に世帯主が取得し、退去した時に失う。

若狭市営住宅

第 2 条

1、この会は若狭改良住宅に入居し、この会に賛同する者を会員として組織する。

大名市営住宅

第 2 条

1、会員の資格は、大名市営住宅に入居した時に取得し、退去した時に喪失する。

壱川東市営住宅

第 5 条

1、この会は壱川東市営住宅に在住し、この会の目的に賛同する者を会員として組織する。

小禄市営住宅自治会

第一条

1、自治会の会員は那霸市小禄市営住宅に入居している全世帯で構成し、会員として組織する。

真地市営住宅

第 6 条

1、本会の会員は団地に入居している住人で構成する。

2、前項に規定する会員の資格は団地に入居と同時にその資格者となり、世帯単位で入金及び会費の納入義務を負う。

## 末吉市営住宅自治会

### 第5条

この会の会員は末吉市営住宅に入居している全世帯で構成する。

### 第6条

当市営住宅に入居すると同時に会員となり、退去と同時に脱会するものとする。

## 壺川市営住宅自治会

### 第4条

本会は那霸市壺川営住宅自治会各号棟に居住する者を以て組織する。なお、本会の趣旨に賛同する者は、執行部の承認を経て会員となる事ができる。

## 識名市営住宅自治会

### 第5条

この会は識名市営住宅に存在し、この会の目的に賛同する者を会員とし、組織する。

## 繁多川市営住宅

### 第5条

本会の会員は「繁多川市営住宅」に入居している全世帯で構成する。

### 第6条

「繁多川市営住宅」に入居すると同時に本会の会員となり、退去と同時に脱会するものとする。

## 安謝市営住宅